

2022年度 札幌映像クリエイター支援補助金 交付審査要領
(クリエイターチャレンジ型・学生チャレンジ型)

令和4年(2022年)4月1日

(目的)

第1条 この要領は、札幌映像クリエイター支援補助金交付要綱第8条第2項に定める規定に基づき、札幌映像クリエイター支援補助金の補助対象者の適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 札幌映像クリエイター支援補助金交付審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、理事長が委嘱する委員をもって構成する。なお、委員の数は原則として2名以内とする。
- 2 審査委員会に委員長を置く。委員長は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下「財団」という。)職員とする。
 - 3 委員長に事故があるときは、理事長の指定する委員がその職務を代理する。
 - 4 委員は、申請に関する利害関係者となることはできない。なお、利害関係の範囲は次の各号に掲げるものを指す。
 - (1) 委員が、申請する団体に所属している場合
 - (2) 申請者の申請書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (3) 委員が、申請者から謝金・給与等の報酬を得ている場合
 - (4) 委員が、中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合
 - 5 申請された事業内容と利害関係がある委員は、事務局にその旨を申し出ることし、当該申請の審査に加わることはできない。なお、財団の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、委員委嘱の承認のあった日から、その日の属する財団の会計年度の3月末日までとする。
- 2 特定の職により審査委員会の委員となった者に異動があったときは、その後任者が引き続き審査委員会の委員となる。
 - 3 前項による委員の任期は、現任委員の残任期間とする。

(審査方法)

第4条 審査は、締切日までに提出された札幌映像クリエイター支援補助金申請書(以下、「申請書」という。)に基づき書面審査にて行うものとする。また、必要に応じて、審査期間中に提

案の詳細に関する追加資料の提出を求められることがある。

- 2 審査は、下記の審査項目毎に絶対評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々審査した採点結果の合計を平均したものを当該申請者の得点とする。

クリエイターチャレンジ型 審査基準

審査項目	配点 (100 点満点)
1 「コンテンツ内容の魅力度」 *視聴者にどのようなメッセージを与えるかを明確に持っており、それを映像内容に上手く反映しているか。	30 点
2 「出典先・応募先の妥当性と具体性」 *事業のビジョンが補助事業の趣旨に合致しており、情熱や計画性をもって取り組んでいるかを評価する。	25 点
3 「コンテンツ制作の組立て」 *求める映像制作のクオリティに対して、妥当な人員と組織体制が確保されているかを評価する。 *予算や映像制作の管理を適切に遂行できる人員を有しているかを評価する。 *映像制作を適切に遂行するための、技術やノウハウの有無を評価する。	15 点
4 「コンテンツ制作の実績」	10 点
5 「予算の妥当性」 *映像制作にかかる、適正な項目出しをしており、各項目に対して妥当な見積りで算出しているかどうかを評価する。 *予算に対して、妥当な撮影方法や映像内容で構築しているかを評価する。	10 点
6 「将来性への期待度と情熱」 *必ずしも全ての審査項目において高い評価を得た企画である必要はない点に留意し、委員独自の観点を踏まえ、多様で質の高い企画の採択に配慮するものとして、本項目を設置する。	10 点
備考 ・点数は、委員 1 人につき 100 点満点とする。 ・【100 点×審査委員の人数×0.6(60%)】の点数を、合格基準とする。	

学生チャレンジ型 審査基準

審査項目	配点 (100 点満点)
<p>1 「コンテンツ内容の魅力度」</p> <p>*視聴者にどのようなメッセージを与えるかを明確に持っており、それを映像内容に上手く反映しているか。</p>	30 点
<p>2 「応募先の妥当性と具体性」</p> <p>*事業のビジョンが補助事業の趣旨に合致しており、情熱や計画性をもって取り組んでいるかを評価する。</p>	25 点
<p>3 「コンテンツ制作の組立て」</p> <p>*求める映像制作のクオリティに対して、妥当な人員と組織体制が確保されているかを評価する。</p> <p>*予算や映像制作の管理を適切に遂行できる人員を有しているかを評価する。</p> <p>*映像制作を適切に遂行するための、技術やノウハウの有無を評価する。</p>	20 点
<p>4 「コンテンツ制作の実績」</p>	5 点
<p>5 「予算の妥当性」</p> <p>*映像制作にかかる、適正な項目出しをしており、各項目に対して妥当な見積りで算出しているかどうかを評価する。</p> <p>*予算に対して、妥当な撮影方法や映像内容で構築しているかを評価する。</p>	10 点
<p>6 「将来性への期待度と情熱」</p> <p>*必ずしも全ての審査項目において高い評価を得た企画である必要はない点に留意し、委員独自の観点を踏まえ、多様で質の高い企画の採択に配慮するものとして、本項目を設置する。</p>	10 点
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点数は、委員 1 人につき 100 点満点とする。 ・【100 点×審査委員の人数×0.6(60%)】の点数を、合格基準とする。 	

3 前項の審査の結果を踏まえ、60 点以上を合格基準とし、予算の範囲内で補助金交付候補者を決定する。

(開示・非開示)

第5条 審査に係る事象と審査結果の取り扱いについては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 審査委員会の会議は、会議の秘密に属する事項を保護するため、非公開とする。
- (2) 採択された企画名称、概要及び申請者名、審査結果についてはホームページ等で公表するものとする。
- (3) 不採択となった企画については、申請者に対して不採択の通知を行うものとする。
- (4) 不採択となった場合、その結果に対する異議の申し立ては受け付けないものとする。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、財団映像産業振興課で行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。